

千葉県報

定例
令和3年9月14日

第13667号

千葉県報

令和3年9月14日(火曜日)

主 要 目 次	
告 示	一
公 告	二

告 示

千葉県告示第五百二十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）第十一条第二項の規定により、敷網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和三年九月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 制限措置の内容

1 漁業種類

あじ・さば棒受網漁業

2 船舶の総トン数

総トン数五トン以上百トン以下（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項本文に規定する現存船で同項ただし書の規定の適用を受けないもの（以下「旧トン数適用漁船」という。）にあつては、総トン数五トン以上七十トン以下）。ただし、平成三年度及び平成四年度に実施したこの漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶で知事が特に必要と認めたものについては、総トン数五トン以上百五十トン以下（旧トン数適用漁船にあつては、総トン数五トン以上百トン以下）とする。

3 推進機関の馬力数

定めなし

4 操業区域

いすみ市太東埼灯台中心点正東の線から館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市劔埼灯台中心点とを結んだ線に至る間の千葉県海面

5 漁業時期

総トン数十トン未満の船舶にあつては八月一日から十二月三十一日まで、総トン数十トン以上の船舶にあつては八月一日から十月三十一日まで、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

漁業を営む者の資格	千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十五号）第一条第九項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が千葉県の区域にある者
許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	三隻
静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者	三隻

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和三年九月十六日から十月十五日まで

千葉県告示第五百二十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）第十一条第二項の規定により、火光利用さば漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和三年九月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 制限措置の内容

1 漁業種類

火光利用さば漁業

2 船舶の総トン数

総トン数五トン以上百トン以下（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項本文に規定する現存船で同項ただし書の規定の適用を受けないもの（以下「旧トン数適用漁船」という。）にあつては、総トン数五トン以上七十トン以下）。ただし、平成三年度及び平成四年度に実施したこの漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶で知事が特に必要と認めたものについては、総トン数五トン以上百五十トン以下（旧トン数適用漁船にあつては、総トン数五トン以上百トン以下）とする。

3 推進機関の馬力数

定めなし

4 操業区域

館山市洲埼灯台中心点から富津市明鐘岬突端を経て神奈川県横須賀市観音埼灯台中

5 漁業時期
心点を結んだ線から銚子市地先に至る間の千葉県海面

5 漁業時期
周年

6 漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地(漁船法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十五号)第一条第九項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。)が千葉県の区域にある者	二十五隻
神奈川県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が神奈川県の区域にある者	二隻
静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者	六隻

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和三年九月十六日から十月十五日まで

公 告

都市計画道路の変更の案の縦覧
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、市川都市計画道路の変更の案を次のとおり縦覧に供する。
令和三年九月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 都市計画の種類
都市計画道路
- 二 都市計画を定める土地の区域
市川市押切及び湊の各一部の区域
- 三 縦覧期間
令和三年九月十四日から二十八日まで
- 四 縦覧場所
千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び市川市道路交通部交通計画課

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県 〇四三(二三三)二六五八